

諮問番号：諮問第 1 号

答申番号：答申第 1 号

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

石垣市長（以下「処分庁」という。）が行った戸籍の附票の写しを交付しないとする処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求を棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 事案の概要

- 1 令和元年 5 月 31 日、審査請求人は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 20 条第 1 項の規定により、処分庁に対して、配偶者及び子の戸籍の附票の写しの交付請求を行った。
- 2 同日、処分庁は、戸籍の附票の写しを交付しないとする処分を行った。
- 3 令和元年 6 月 17 日、審査請求人は、審査庁に対して、処分の取消しを求める審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張の要旨

- 1 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- 2 処分庁は、本件処分の理由を明らかにしなかったが、住民基本台帳事務処理要領に規定する支援措置に基づいてなされたものと思われる。しかし、本件請求に関して支援措置の原因となる事実は存在しない。
- 3 審査請求人が、その配偶者及び子に対して、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為を行ったことはない。
- 4 処分庁が、支援措置の原因となる事实在存在しないにもかかわらず、支援措置の必要性の確認を怠って支援措置を実施し、本件処分を行ったことは、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用するものであって違法である。

### 第 4 処分庁の主張の要旨

- 1 本件審査請求を却下するとの裁決を求める。
- 2 本件処分は、他市町村が支援措置決定後に行った支援措置決定通知の転送に基づいてされた二次的措置であり、本件に係る支援措置の必要性について原則、本市の裁量権は存在しない。
- 3 支援措置の必要性の確認は、支援措置申出者より申出を受けた市町村が行うものであり、本市に回答を求める合理性はない。
- 4 審査請求人が、支援措置の必要性の確認を行った市町村を本市に問い合わせても、支援

措置対象者の居住地を特定することになるため回答できない。

## 第5 審理員意見書の要旨

- 1 本件審査請求は、棄却されるべきである。
- 2 処分庁は、他の市町村から審査請求人の配偶者による支援措置申出書の転送を受け、住民基本台帳事務処理要領第5-10-オの規定に従い、審査請求人の配偶者及び子に対する支援の必要性を確認した事実が認められる。
- 3 審査請求人からの配偶者及び子の戸籍の附票の写しの交付請求に対し、処分庁が請求を拒否したのは、住民基本台帳事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)の規定に従い、適正に行われたものと認められる。
- 4 支援措置の目的に照らし、審査請求人からの転送を受けた申出書を証拠書類として提出してその申出内容を具体的に明らかにすべきであるとの求めに処分庁が応じないことは、妥当である。
- 5 処分庁が行った本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

## 第6 審査庁の判断

本件審査請求は棄却されるべきとし、その考え方及び理由を審理員の意見に同じとしている。

## 第7 審査会の判断

当審査会の判断理由は、「第5 審理員意見書の要旨」と同旨であり、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、審査請求書において、処分庁が支援の必要性の確認を怠って支援措置を実施し本件処分を行ったことは、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものであって違法であると主張している。

しかし、住民基本台帳事務処理要領第5-10-オにおいて、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えない旨規定されている。

処分庁が、当初受付市町村から申出書の転送を受け、申出書に係る書類として添付されていた申出者の本人確認ができる書類、相談機関が支援の必要性を確認したことを証する書類等に不備がないことを確認した上で、支援措置を行ったことは妥当である。

支援措置として住民基本台帳事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)において、不当な目的があるものとして請求を拒否する旨規定されていることから、これに基づき処分庁が本件処分を行ったことは妥当である。

- 2 審査請求人は、反論書において、処分庁は転送を受けた申出書を証拠書類として提出してその申出内容を具体的に明らかにするよう求めている。

しかし、支援措置の目的は、加害者が被害者の住所を探索することを防止することにより被害者の保護を図ることであり、このことから処分庁が審査請求人に対し支援申出内容を明らかにしないことは妥当である。

## 第 8 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第 9 審議経過

令和 2 年 3 月 10 日 審査庁から諮問書を受理

令和 2 年 3 月 26 日 審議（第 1 回）

令和 2 年 7 月 31 日 審議（第 2 回）

令和 2 年 8 月 18 日

石垣市行政不服審査会